



平成19年5月15日

各位

会社名 株式会社京三製作所
代表者名 取締役社長 西川 勉
(コード番号6742 東証・大証第1部)
問合せ先 総合企画部経営企画室長 高田真行
(TEL. 045-503-9504)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）について

当社は、平成18年12月4日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を決議いたしました。

当社は、その後も更に当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のための適切な施策につき検討を継続してまいりました。その結果、平成19年6月28日開催予定の当社第142回定時株主総会（以下、「定時株主総会」と言います。）において、当社株主総会の決議により買収防衛策を定めることができる規定の新設を含む内容の定款変更議案を付議することを決定するとともに、内容を株主の皆様にご承認いただくことを前提として、平成19年5月15日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」と言います。）を決議いたしましたので以下の通りお知らせいたします。なお、本プランの内容につきましては、当社の独立委員会において全員一致で承認を得ております。

第1 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

京三製作所は1917年、大正6年9月3日、東京神田に創立され、その後現社名に改称、横浜鶴見に本社を移し現在に至っておりますが、以来約90年にわたり鉄道事業、交通事業、電気通信・電力事業の各分野に立脚するメーカーとしてさまざまな製品を開発、製造してまいりました。

これら製品の中に国産初、世界初と称されるものが数多くありますように、当社グループは創業以来優れた技術と確かな対応力で社会性、公共性の高い、社会の根幹に寄与する分野において信頼と実績を築きあげてまいりました。

平成19年9月に90周年を迎える当社は、100周年に向けた新たなビジョン《Kyosan New Vision 100》のもとに5年をマイルストーンとする新「中期経営計画」を策定し、平成19年度を初年度としてスタートいたしました。

《Kyosan New Vision 100》は、目指す企業像として“安全”と“安心”を創造し、進化させていく信頼の企業「信頼度ナンバーワン KYOSAN」を掲げ、「京三製作所ならびに関係会社で働く人々の幸福と進歩」「株主に対する配当を始めステークホルダーに対する合理的なリターン」「社会への貢献と地球環境への配慮」を企業目的としております。

その実現に向け、「技術と品質、価格と納期を通じた顧客の満足と信頼の確保をベースとした事業拡充」「コアコンピタンスと採算性に基づく事業構造転換をベースとした事業拡充」「資産効率向上と財務の安定性および適切な設備投資による企業基盤の整備充実」「コーポレートガバナンスの充実」「効果的な人的資源の確保・育成と人事関連制度の充実」という5つのキーファンクションを定め、全社および事業の具体的戦略を展開し、その達成に向けて積極的に推進してまいります。

第2 本プラン導入の目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、又は向上させる目的をもって導入されるものです。

昨今、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付であっても、

当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主による株式の大量買付の内容等に関する検討あるいは対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、主力とする「鉄道や道路交通の信号システム事業」に代表されるとおり、当社は社会性、公共性の高い業種に属していることから、顧客の信頼に応えて、安全・高品質・高付加価値の製品を迅速かつ安価に提供し続け、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①顧客事業の根幹にかかわる製品の安定供給責任を全うするための長期的視点に立脚した安定的経営を持続すること、②安全の確保・増進に向けた不断の先行的な研究開発投資、設備投資並びにこれを可能とする一定の内部留保水準を維持・確保すること、③高度の技術・技能を維持、継承していくための雇用を安定・確保すること、④社会の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業に携わるものとしての社員の誇りと責任意識の高い水準の保持＝京三製作所の企業文化・価値観を持続すること、等が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等さまざまな事項を適切に把握した

上、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要があります。

これらの事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式¹に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断致しました。

以上の理由により、当社取締役会は本プランを導入することを決定致しました。なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。

第3 本プランの内容

1. 本プランの概要

(1) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」と言います。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」と言います。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております（第3の2.「本プランの発動に係る手続」参照）。

(2) 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細は、第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」参照）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は、第3の4.「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」と言います。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定）により割当てます。

(3) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要は別紙1参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、有識者で構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本プラン変更後の独立委員会は、社外監査役1名及び有識者2名により構成され

¹ 当社の大株主の状況につきましては、別紙3をご参照ください。

る予定であり、その委員は別紙2のとおりです（独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項等は別紙1参照）。

(4) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

2. 本プランの発動に係る手続

(1) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合が⁴20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶に係る株券等の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2) 買付者等に対する情報提供の要求

(1)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」と言います。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と言います。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

独立委員会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までにかかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

-
- ² 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めのない限り同じとします。
 - ³ 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
 - ⁴ 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。
 - ⁵ 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。本書において同じとします。
 - ⁶ 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
 - ⁷ 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
 - ⁸ 証券取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者につきましては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。本書において同じとします。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（実質的提供者を含む資金計画の提供者の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社及び当社グループの経営方針（当社の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業についての方針を含む）、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、第3の2.(4)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(3) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）、その根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

⁹ 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会（上記①の要求をした場合）から必要な情報等を受領してから60日間が経過するまでに、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下「独立委員会検討期間」と言います）。但し、第3の2.(4)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。また、独立委員会が追加的に情報等の提出を求めた場合の期間は、当該情報等の提出を受けた時から起算することとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は取締役会を通じて間接的に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は取締役会を通じて間接的に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(4) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して第3の2.(4)①から③に定める勧告その他の決議をした場合及びその他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合及びその他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（第3の4.「本新株予約権の無償割当ての概要」(6)において定義されます。）までの間、（無償割当ての効力発生時まで）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(a) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(b) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること、若しくは行使を認めることが相当でない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないとして判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。

この決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その理由及び期間を速やかに適時開示するとともに、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

当社取締役会は、この決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

3. 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、第3の2.「本プランの発動に係る手続」(5)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

なお、第3の2.「本プランの発動に係る手続」(4)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かにつきましては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 買付者等が、客観的な資料に基づき次に掲げる行為等を行うものと合理的に推測できる場合
 - (a) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買付者等に移譲させる目的で行われる買付や、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - (e) その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害する行為
- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことを言います。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ④ 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、又は提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合

- ⑤ 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が、本プラン「第1 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて」及び「第2 本プラン導入の目的」に記載する当社の企業価値に鑑み著しく不十分又は不適當な買付等である場合
- ⑥ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係又は当社の企業文化を著しく毀損することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響をもたらすおそれがある買付等である場合

4. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」と言います。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」と言います。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式¹⁰の数（以下「対象株式数」と言います。）は、別途調整がない限り1株とします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株あたりの価額は、1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

¹⁰ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本取締役会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類株式を指すものとします。

(6) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、行使期間の初日を「行使期間開始日」と言います。）とし、1か月間から3か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。

ただし、次の(9)項の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(7) 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者¹¹、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者¹²、(iv)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v)上記(i)から(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け、若しくは承継した者、又は、(vi)上記(i)から(v)に該当する者の関連者¹³（以下、(i)から(vi)に該当する者を「非適格者」と言います。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができる他、非居住者の有する本新株予約権も、次の(9)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(8) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得につきましては、当社取締役会の承認を要します。

(9) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

¹¹ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義されます。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。

¹² 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義されます。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合（証券取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、当社による取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

5. 本プランの導入手続

本プランの導入につきましては、平成19年5月15日開催の当社取締役会において決議いたしました。なお、平成19年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、当社株主総会の決議により買収防衛策を定めることができる規定の新設を含む内容の定款変更と、変更された定款に基づく本プランのご承認をお願いいただくこととしております。

6. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、株主総会でのご承認を前提に、平成19年6月28日から平成22年6月開催予定の定時株主総会の終結時までといたします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止の事実及び変更等の事実とその内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

第4 本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。

2. 株主意思を重視するものであること

本プランは、第3の5.「本プランの導入手続」に記載したとおり、定款変更の承認を前提に、変更された定款に基づき定時株主総会において本プランについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。また、第3の6.「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間を平成22年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ有効期間の満了前であっても、

当社株主総会決議によって本プランを廃止することが可能であり、さらに、定款変更をご承認いただいた後の当社取締役の任期は1年であり、期差選任や解任制限等を採用していないため、株主の皆様が意思が反映しやすい仕組みとなっておりますので、本プランは当社株主の意思に基づくものとなっております。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、第3の2.「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を著しく毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関として決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要につきましては株主の皆様が情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、独立委員会は、当社社外監査役1名、及び有識者2名で構成致します（独立委員会の委員選任基準、決議要件、決議事項等は別紙1参照。独立委員会の委員は別紙2参照。）。

4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、第3の2. (4)「独立委員会による勧告等の手続」及び第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

5. 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができますものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

第3の6.「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名して株主総会で選任された取締役により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

第5 株主の皆様等への影響

1. 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他第5の3「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(2)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、第5の3「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(3)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

また、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後の権利落日以降、第3の4.(9)「当社による本新株予約権の取得」に記載しているとおり、当社が本新株予約権の行使開始の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、又は、無償割当ての効力発生後において本新株予約権を無償にて取得することがあります。この場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値に希釈化を生じることを前提にして売買を行った場合、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(1) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告致します。

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券につきましては、名義書換手続は不要です。)

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの）とします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付致します。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり、1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

(3) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様には、速やかにこれを交付致します。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

この他、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知致しますので、当該内容をご確認ください。

なお、本プランで引用する法令の規定は、平成19年3月31日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃等により各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃等の主旨を考慮の上、各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え又は修正することができるものとします。

以上

独立委員会規則の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役、(3)有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。

ここでいう有識者とは、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは法律学を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- 独立委員会委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合には、再任される場合を除き、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容に理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。

なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

 - ① 本新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 以上に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

- ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ③ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ④ 買付者等の買付等の後の経営方針・事業計画等内容の精査・検討
 - ⑤ 買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他、独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は取締役会を通じて間接的に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
 - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

独立委員会委員略歴

本プランの独立委員会の委員は、以下の3名です。

横山 英寛（よこやま ひでひろ）

【略歴】

昭和17年生まれ

昭和60年5月 ㈱三菱銀行下赤塚支店長

平成6年6月 日本特殊塗料㈱取締役

平成10年6月 同社常務取締役

平成17年6月 当社社外監査役（現任）

久留島 隆（くるしま たかし）

【略歴】

昭和18年生まれ

昭和47年4月 広島商科大学（現広島修道大学）商学部専任講師

昭和49年4月 同大学助教授

昭和50年4月 横浜国立大学経営学部助教授

昭和62年4月 同大学教授

平成元年4月 同大学大学院教授

平成9年4月 同大学大学院国際経済法学研究科長

平成11年4月 同大学大学院教授（国際社会科学研究科）（現任）

阪本 昌成（さかもと まさなり）

【略歴】

昭和20年生まれ

昭和48年4月 広島大学政経学部講師

昭和52年4月 広島大学助教授

昭和59年1月 同大学法学部教授

平成16年7月 九州大学大学院法学研究院教授（現任）

大株主の状況

平成19年3月31日現在

氏名または名称	住 所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 日本生命証券管理部内	5,445	8.66
株式会社 横浜銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー2棟	3,124	4.97
シー・エムエルロンドンエクイティ	東京都品川区東品川2丁目3-14	3,000	4.77
株式会社 三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	2,701	4.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	2,280	3.63
京三みづほ会	横浜市鶴見区平安町2丁目29 株式会社京三製作所資材部	2,259	3.60
京三製作従業員持株会	横浜市鶴見区平安町2丁目29-1	2,126	3.38
大和生命保険株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1-7	2,112	3.36
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505012	東京都中央区日本橋兜町6-7	1,799	2.86
ソシエテジェネラル, パリ	東京都中央区日本橋3丁目11-1	1,321	2.10

(注) ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから平成18年12月13日付の変更報告書(大量保有報告書)の写しの送付があり、平成18年11月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社といたしましては平成19年3月31日現在における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次の通りです。

大量保有者	ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー (Dalton Investments LLC)
住所	12424 Wilshire Boulevard, Suite 600, Los Angeles, CA 90025, U. S. A.
所有株式数	5,486,000株
発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)	8.73%